

ELIC ビジネス & 公務員専門学校 高等教育の修学支援制度に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「修学支援法」という。）に基づく支援について、ELIC ビジネス & 公務員専門学校（以下「本校」という。）が行う事務取扱に関し必要な事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、修学支援法その他の法令の定めるところによる。

(定 義)

第2条 支援とは、授業料等の減免並びに独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する給付型奨学金の支給を受けることをいう。

2 支援対象者とは、定められた基準を満たし、機構による認定を受けた者をいう。

(認定申請)

第3条 授業料等の減免は年2回実施し、認定申請を希望する者（以下「認定申請者」という。）は、本校が行う説明会に参加し、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出しなければならない。

2 授業料減免のみを希望する場合は、給付型奨学金にも申し込んだ上で、その認定後に支援の停止を申し出ることとする。

(認定要件)

第4条 機構による給付型奨学金の認定を受けた者を、授業料等の減免対象者（以下「減免対象者」という。）としての認定を行うべき者とみなす。

2 給付型奨学金に申し込んだ上で認定を受けることができなかった者は、同じ期間、減免対象者としても認定を受けることができない。

3 短期公務員科を修了した者が公務員科の2年次へ編入学する場合、公務員科では支援対象外となるが、短期公務員科在籍中に支援を受けておらず、かつ、高校卒業後2番目以降の学校に入学するまでの期間に関する要件（高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内）を満たせば、支援の対象となり得る。

4 公務員科を修了した者が短期公務員科へ再入学する場合、短期公務員科では支援対象外となるが、公務員科在籍中に支援を受けておらず、かつ、高校卒業後2番目以降の学校に入学するまでの期間に関する要件（高校を卒業した年度

の翌年度の末日から2年以内)を満たせば、支援の対象となり得る。

5 新入学生の学業成績・学修意欲に関する要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高校の評定平均値が3.5以上であること
- (2) 入学試験の成績が学科内で上位2分の1以上であること
- (3) 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- (4) 学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

6 在校生の学業成績・学修意欲に関する要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各学期における総合得点により、取得した点数の平均を算出した客観的な指標が、学科内で上位2分の1以上であること
- (2) 学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(認定)

第5条 前条による選考を運営委員会が行い、機構システムで支援区分が確認できた者を、支援対象者として認定する。

2 支援対象者として認定したときは、認定結果を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」により本人に通知する。

3 認定対象でないと判定したときは、認定結果を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」により本人に通知する。

(支援期間)

第6条 支援を受けられる期間は、当該学科における正規の修業年限までの間とする。

2 正規の手続きにより休学した場合、当該休学期間については、支援期間に通算しない。

(支援額)

第7条 支援額は、別表に定める。

2 自宅通学とは、学生が生計維持者(父母)と同居している、又はこれに準ずる状態のことをいい、自宅外通学を選択する場合は、自宅外通学であることの証明書類を、毎年度機構に提出しなければならない。

3 学校法人愛知産業大学が定める各奨学金規程により奨学金の給付を受けた者の減免額は、奨学金適用後の授業料等とする。

(徴収猶予・還付)

第8条 入学金減免は入学後に行い、徴収した入学金は、支援対象者として認定されたことを確認した上で還付する。

2 授業料減免は入学・進級後に行い、徴収した授業料は、支援対象者として認定されたことを確認した上で還付する。

3 減免対象となる可能性のある者については、授業料等の徴収を猶予することができる。ただし、学納金納入通知書に記載の納付期限までに猶予を申し出、所定の延納願又は分納願を提出することとする。

(継続申請)

第9条 在学中に継続して支援を受けようとする者(以下「継続申請者」という。)は、本校が行う説明会に参加し、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」(以下「継続願」という。)を提出しなければならない。

2 継続願の提出がない場合は、支援を停止する。

(適格認定)

第10条 継続願の提出の有無に関わらず、すべての支援対象者について、学業成績・学修意欲に関する基準及び家計の経済状況に関する基準に該当するかを判定(以下「適格認定」という。)する。

2 学業成績・学修意欲に関する適格認定は、半期ごとに運営委員会が行い、判定区分は、継続、警告、廃止とする。

3 家計の経済状況に関する適格認定は、継続申請者から提出されたマイナンバー等により機構が行い、直近の家計の経済状況に応じて支援区分が変更となる場合は、支援額を変更する。

4 適格認定の結果は、支援対象者に通知するとともに機構の指定する方法により機構に報告し、判定結果通知は、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存する。

(継続)

第11条 継続と判定したときは、判定結果を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知」により本人に通知し、支援を継続する。

(警告)

第12条 学業成績・学修意欲に関する基準について、継続申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよ

う指導を行う。

- (1) 各学期における総合得点により、取得した点数の平均を算出した客観的な指標が、学科内で下位 4 分の 1 に属する場合
 - (2) 各学期の出席率が 8 割以下であるなど、学習意欲が低い状況にあると学校が判断した場合
- 2 警告と判定したときは、判定結果を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）」により本人に通知する。

（廃 止）

第 13 条 学業成績・学修意欲に関する基準について、継続申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援を打ち切る。

- (1) 修業年限で卒業できないことが確定した場合
 - (2) 各学期の出席率が 5 割以下であるなど、学習意欲が著しく低い状況にあると学校が判断した場合
 - (3) 2 期連続して警告に該当した場合
- 2 学業成績以外の基準について、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援を打ち切る。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合
 - (2) 退学及び 3 か月以上の停学の懲戒処分を受けた場合
- 3 廃止と判定したときは、支援対象者としての認定を取り消し、判定結果を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書」により本人に通知する。

（返 還）

第 14 条 廃止と判定された者について、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金及び授業料等の返還を求めることがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合
- (2) 退学及び 3 か月以上の停学の懲戒処分を受けた場合
- (3) 学業成績が著しく不良であり、やむを得ないと認められる事由がない場合

（廃止の特例）

第 15 条 廃止と判定された者について、次の各号のいずれかに該当し、校長がやむを得ないと判断したときは、特例として認め、支援を継続することがある。

- (1) 災害
- (2) 本人及び家族の病気等の療養・介護

- (3) 事故や事件の加害者となったことによる傷病（心身を問わず）
- (4) その他本人の努力不足とは言えない場合

（休 学）

第16条 支援対象者が本校の定める正規の手続きを経て休学したときは、当該休学期間中は認定の効力が停止され、次の各号の通り、授業料減免に係る費用は支弁されない。

- (1) 休学期間の始期が月の1日（初日）である場合、当該月から支援を停止する。
- (2) 休学期間の始期が月の2日から月末までである場合、当該月の翌日から支援を停止する。
- 2 当該休学期間は、支援期間に通算しない。
- 3 当該休学期間の属する年度に判定すべき学業成績等がある場合は、学業成績・学修意欲に関する適格認定を行う。
- 4 休学により在学期間が延長される場合であっても、支援を受けることができるのは修業年限に相当する月数とする。
- 5 授業料等減免を受けた後、期中に休学しようとする者は、認定の効力が停止した後の支援額を返還しなければならない。返還請求に応じない場合は、休学を許可しない。
- 6 休学を許可したときは、支援停止の期間等を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知」により本人に通知し、給付型奨学金についても機構の指定する手続きを行う。
- 7 認定効果の復活の始期については、次の各号の通りとする。
 - (1) 復学の始期が月の1日（初日）である場合、当該月から支援を再開する。
 - (2) 復学の始期が月の2日から月末までである場合、当該月の翌月から支援を再開する。

（懲戒処分）

第17条 支援対象者が懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けたときの支援上の処置は、次の各号の通りとし、当該処分期間の授業料減免に係る費用は支弁されない。

- (1) 退学、3か月以上又は期限に定めのない停学の場合は、当該処分日で認定の効力を取り消し、当該処分日の学年の初日に遡って授業料を徴収する。
- (2) 1か月以上の停学の場合は、当該停学期間の認定の効力を停止する。
- (3) 1か月未満の停学及び訓告の場合は、当該処分日を始期とする1か月間、

認定の効力を停止する。

- 2 懲戒処分による支援停止の期間は、支援期間に通算する。
- 3 当該年度に判定すべき学業成績等がある場合は、学業成績・学修意欲に関する適格認定を行う。
- 4 認定を取り消すときは、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書」により本人に通知し、給付型奨学金についても機構の指定する手続きを行う。
- 5 認定の効力を停止するときは、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知」により本人に通知し、給付型奨学金についても機構の指定する手続きを行う。
- 6 認定の取り消しや認定の効力の停止を行った場合において、事実上の不服の申し立てがあったときは、速やかに機構に連絡するとともに、本人からの意見陳述の機会を設け、客観的な事実等に基づき、当該事案に係る再検討を行う。

（自主退学・除籍）

第18条 懲戒処分による退学を除く退学（以下「自主退学」という。）又は除籍により修業年限を満了する前に学籍を喪失したときは、支援を受ける資格を失い、次の各号の通り、授業料減免に係る費用は支弁されない。

- (1) 学籍を喪失した日が月の1日（初日）である場合、当該月から支援を行わない。
 - (2) 学籍を喪失した日が月の2日から月末までである場合、当該月の翌月から支援を行わない。
- 2 授業料等減免を受けた後に自主退学しようとする者は、支援が終了する月以降の減免額を返還しなければならない。返還請求に応じない場合は、退学を許可しない。

（在留資格の変更）

第19条 国籍・在留資格等に関する要件は、次の各号のいずれかに該当するものとし、要件を満たさなくなったときは認定の効力が停止され、当該停止期間の授業料減免に係る費用は支弁されない。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の

永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

- (4) 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると校長が認めた者
- 2 当該年度に判定すべき学業成績等がある場合は、学業成績・学修意欲に関する適格認定を行う。

(辞 退)

第20条 支援対象者から、授業料減免を希望しない旨の申し出があったときは、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援停止申請書」により認定の効力を停止する。当該停止期間の授業料減免に係る費用は支弁されない。

- 2 当該年度に判定すべき学業成績等がある場合は、学業成績・学修意欲に関する適格認定を行う。

(支援の再開)

第21条 認定の効力を停止した支援対象者が、その後の諸手続き等により資格を再び満たした上で支援の再開を希望する旨を申し出たときは、支援を再開する。

- 2 支援の再開を希望する者は、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の停止の解除(支援の再開)申請書」を提出しなければならない。支援再開の始期は、当該申し出があった日以降で支援対象者が希望する月とする。

(家計急変)

第22条 家計急変に係る支援の対象は、次の各号のいずれかに該当し、所得その他の要件を満たす者とする。

- (1) 生計維持者の一方(又は両方)が死亡した場合
- (2) 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難な場合
- (3) 生計維持者の一方(又は両方)が失職した場合。ただし、非自発的失業に限る。
- (4) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、第1項、第2項又は第3項のいずれかに該当する場合
- (5) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など、世帯収入を大きく減少させる事

由が発生した場合

- 2 家計急変に係る申請は、年間通じて随時行うことができる。ただし、家計急変の事由発生後3か月以内に申し込むこととする。
- 3 家計急変に係る支援は、家計急変の事由発生から4か月目以降、随時開始する。

(交付申請の対象)

第23条 年度当初の交付申請は、機構システムの5月データに登録される者を対象者とする。

- 2 予約採用者は、4月下旬までに進学届の手続きを完了させることとする。
- 3 在学採用者は、年度当初の交付申請に含めることができない。

(授業料減免の交付申請)

第24条 機構システムの5月データで確認できた者について、1年間（4月～翌年3月）を通じてその支援区分のまま授業料減免を受けると見込み、年間の人件分の減免費用を年度当初に交付申請する。

- 2 5月データに登録されず、交付申請の対象とならない場合、10月データに登録されれば、10月の変更申請に計上することができる。

(入学金減免の交付申請)

第25条 当該年度に入学し、入学月から支援対象となった者のうち、4月と5月に機構システムに新規登録された者について、入学金の減免を受けたその実績の減免額を交付申請する。

- 2 入学年月と給付始期の年月が一致していることを確認し、不一致の者は入学金減免の対象としない。

(管理簿)

第26条 授業料等減免を受ける学生の減免の実施状況を把握するための管理簿を作成し、毎月の在籍状況とともに適切に管理する。

(交付申請の提出書類)

第27条 交付申請にあたっては、5月末日までに次の書類を文書により提出する。

- (1) 「交付申請書」
 - (2) 「交付申請内訳（学部・学科単位）」
- 2 交付申請にあたっては、5月末日までに次の書類を電子媒体により提出する。
 - (1) 「交付申請内訳（学部・学科単位）」
 - (2) 「交付申請内訳（授業料・入学金別）」

(3) 「申請学科一覧」

(交付決定・請求)

第28条 交付決定通知に基づき、「概算払請求書」を提出する。

(変更交付申請)

第29条 後期の授業料減免等の結果を踏まえ、年間の減免所要見込額を再度算出し、その額が年度当初の交付申請にて請求した減免額を超え、不足する場合は、変更交付申請を行い、不足額を請求する。

(授業料減免の変更交付申請)

第30条 年度前半（4月～9月）の6か月間に実施した授業料減免の実績に、年度後半（10月～翌年3月）の6か月間の授業料減免見込額を加えた年間の授業料減免見込額を算出する。

- 2 機構システムの10月データで最新の支援区分が確認でき、減免を受けた学生を対象として、当該学生が後半6か月間（10月～翌年3月）を通じて授業料減免を受けるものと見込み、所要額を算出する。

(入学金減免の変更交付申請)

第31条 当該年度に入学し、入学月から支援対象となった者のうち、年度当初の申請で機構システムに登録が間に合わず、計上されていない者を対象とする。

- 2 入学年月と給付始期の年月が一致していることを確認し、不一致の者は入学金減免の対象としない。

(変更交付申請の提出書類)

第32条 変更交付申請にあたっては、10月末日までに次の書類を文書により提出する。

- (1) 「変更交付申請書」
(2) 「変更交付申請内訳（学部・学科単位）」

- 2 変更交付申請にあたっては、10月末日までに次の書類を電子媒体により提出する。

- (1) 「変更交付申請内訳（学部・学科単位）」
(2) 「変更交付申請内訳（授業料・入学金別）」
(3) 「申請学科一覧」

(変更交付決定・請求)

第33条 変更交付決定通知に基づき、「概算払請求書」を提出する。

(実績報告)

第34条 学内で年度中に実施した授業料減免について、実績を4月～9月の6

か月間（前期分）と10月～翌年3月の6か月間（後期分）でそれぞれとりまとめ、これらの年間減免実績額と既に交付を受けた額を比較し、交付を受けた額の不用額及び不足額を算出する。

2 学内で年度中に実施した入学金減免について、実績をとりまとめる。11月以降に機構システムに新規登録された入学金の減免対象者がいれば、この年間実績に含め、すべての年間減免実績額と既に年度中に交付を受けた額を比較し、交付を受けた額の不用額及び不足額を算出する。

3 授業料減免と入学金減免の不用額及び不足額の合計額から、不用額があれば返還し、不足額があれば追加申請を行う。

（実績報告の提出書類）

第35条 実績報告にあたっては、4月末日までに次の書類を文書により提出する。

- (1) 「実績報告書」※公印押印
- (2) 「実績報告内訳（学部・学科単位）」

2 実績報告にあたっては、4月末日までに次の書類を電子媒体により提出する。

- (1) 「実績報告内訳（学部・学科単位）」
- (2) 「実績報告内訳（授業料・入学金別）」
- (3) 「申請学科一覧」

（改 廃）

第36条 この規程の改廃は、運営委員会の議によるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(支援額)

区 分	給付型奨学金（月額）		入学金減免	授業料減免	
	自宅通学	自宅外通学		前期	後期
第Ⅰ区分	38,300 円	75,800 円	100,000 円	295,000 円	295,000 円
第Ⅱ区分	25,600 円	50,600 円	66,700 円	196,700 円	196,700 円
第Ⅲ区分	12,800 円	25,300 円	33,400 円	98,400 円	98,300 円